

当面のスローガン

- 本年こそ「人権侵害救済法」を制定させよう！
 - 狹山再審闘争の勝利をかちとろう！
 - 続発する差別事件の糾弾を徹底しよう！



発行所
解放新聞和歌山支局

〒640-8314
和歌山市神前 405-3
TEL 073-473-2301
FAX 073-473-2302

発行責任者
本 哲 史

部落解放和歌山県企業連合会
第47回定期総会

「部落差別解消推進法」制定を契機に、さらなる人権の確立された社会をめざし、企業の育成・振興を基本とした、企業連活動の新たな展望を切り開こう！

企業連を代表してあいさつする瀧口秀光・理事長

主催者を代表して、田上
武・会長は「昨年12月に部
落差別解消推進（以下「推
進法」）法が制定されはど
めての集会です。今日まで
のみなさんの思いをぶつけ

部落差別撤廃のため、 ともに尽力しよう

2017年度対和歌山県交渉を11月13日、和歌山県民文化会館小ホールでひらき、県下の同盟員をはじめ、部落解放・人権行政確立要求和歌山県実行委員会（以下「県実行委員会」）、部落解放和歌山県共闘会議から約380人した。

つづいて、宮本修作・岡連書記長が基調提案をおこさない、法が制定されはじめての交渉であり、オーラム和歌山でひらいた「人権フォーラム」がこの法制審議につながったと全国的に評価されていることをふれ、和歌山県として今後方向を示していく必要があるとのべた。



部落の思いをぶつけようと

ぞむ。県の方々も、私たちとの思いを真摯に受け止め、「回答をお願いしたい」といさつした。

また、藤本哲史・県連幹事長は、「推進法」は国や地方公共団体の義務、実態調査、相談活動をきちんとしていくとあるとのべ、「各地域の要求は部落差別を解決していくためという思いで交渉にのんでほしい」といさつした。

つづいて、宮本修作・呉

回答を兼ねたあいさつをしておこしたことは大変震撼。全職員が人権行政の担い手と自覚しとりくんでいく」と決意をのべた。

その後、平見良太・県連書記次長から行動提起がおこなわれ、赤松明秀・県連行委員会副会長が閉会あいさつをし、参加者は各会場にわかれ、部局別交渉をおこなった。

飯田圭一・支店長 兼国民生
活事業統轄、吉田健一・大
小企業事業統轄、森下勝弘
農林水産事業統轄

◆企業連顧問

稻葉信・商工労働政策局長
三龍正人・商工振興課長
西保義・企業振興課長、宮
地良治・人権局長

◆和歌山県信用保証協会 堀川与利人・常務理事

◆和歌山商工会議所 和歌哲也・理事

◆和歌山県商工会連合会 湯川恭英・参与

◆商工組合中央金庫和歌山支店 河辺尚昭・支店長

◆紀陽銀行本店 上土谷武・人事相談室長